

評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針
政策整理番号 1 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり

政策体系		県民満足度		評価原素							
政策番号	政策名	満足度(政策)		政策評価シート(A)							
		重視度	満足度	政策評価シート(A)	政策評価シート(A)の内容						
					政策評価シート(B)	政策評価シート(B)の内容					
分野	基本方向	政策	実施番号	施策名		政策評価指標名	指標値達成度	施策の必要性	政策評価シート(C)	施策・事業展開シート(C)の内容	
					満足度(施策)					優先度(順位)	優先度(割合)
1-1-1	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり	重視度	満足度	80	60	政策評価シート(A)	おおむね適切	<p>【施策群設定:適切】本施策目的や「みやぎの福祉・夢プラン」の基本理念である「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」の実現のため、障害者や高齢者の生活支援をはじめとした地域で暮らすための仕組みづくりや人材育成、地域福祉活動の推進などについて、6施策により支援するものである。</p> <p>【政策評価指標群:課題有】施策1と施策5の指標の設定は適切と判断する。施策2の指標は事業群全体の達成状況がわかる新しい評価指標の設定について検討し、さらに、施策3の指標は、最近の動向を踏まえて新しい評価指標の設定を検討している。</p> <p>【施策群の有効性:おおむね有効】政策全体の政策評価指標達成状況から「おおむね有効」、政策満足度結果から「おおむね有効」、社会経済情勢の点からは「おおむね有効」と判定した。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>			
1	障害者の地域での生活支援	障害者生活支援センター設置数	A	5位	11.0%	大	政策評価シート(B)	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】本施策での県の役割は、市町村で行うことが困難な広域的あるいは専門的・技術的な事業の実施や市町村等への助言・支援を行うことである。障害者地域生活支援センターの整備促進、生活の場・日中活動の場の整備等の事業で構成されており、これら事業群は、障害者が地域で生活していくための環境整備に直結している事業である。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】施策満足度は52 50 59と推移分析が困難であるが、政策評価指標「障害者生活支援センター設置数」と「グループホーム設置数(知的障害者・精神障害者)」はともに目標値を達成しているほか、知的障害者のグループホーム入居者数も着実に増加(H14:449人、H15:518人、H16:639人)し地域生活移行が進んでいる。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】全体的には事業業績・事業成果は増加の方向に推移する一方、施策満足度、政策評価指標ともに施策の目指す方向に推移している。一部「障害児者地域療育等支援事業」などは、予算額が1.7倍になったにもかかわらず、相談件数は1.5倍であり前年と比較し必ずしも効率的とは言えない事例もある。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>		
		グループホーム設置数(知的障害者・精神障害者)	A				大	施策事業展開シート(C)	拡大	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】グループホーム等の障害者の住まいの場、日中活動の場は増加しているが十分ではない。障害者の就労が進んでいない。</p> <p>【施策・事業の方向性】みやぎ障害者プランやみやぎ知的障害者施設解体宣言の理念実現に向け、障害者の地域での生活支援を充実させる。障害者の地域移行を進めるため、知的障害者グループホーム整備促進事業・通所施設に対する整備補助事業のための支援策を充実させる。重度障害者のための対策を充実させる(重介護型グループホーム、医療的ケア付きグループホーム整備など)。障害者の自立のため、就労支援策の検討が必要である。共生型グループホームや共生型小規模多機能施設に対するソフト・ハード両面の支援などの共生型の施策展開を実施し、障害者が地域で安心して暮らせるよう支援体制を構築する。</p>	
2	重度障害者の家庭での生活支援	利用希望者に対する提供率	A	4位	11.4%	大	政策評価シート(B)	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】本施策での県の役割は、市町村で行うことが困難な広域的あるいは専門的・技術的な事業の実施や市町村等への助言・支援を行うことである。施策実現のためには、本人や介護する家族への人的支援のほか、生活環境(支援機器や住宅等)の整備が重要であるが、本事業群はそうした点に配慮した設定となっており、全て必要不可欠な事業となっている。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】施策満足度は58 55 56と推移増加傾向にあり、政策評価指標「利用希望者に対する提供率」は目標値を達成している。また、介護家族等を支援するレスパイトサービス等も増加傾向にあり、施策目的に対し効果をあげている。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】事業の業績・成果は増加傾向にあるが、施策満足度、政策評価指標にも反映していることから効率的と言える。なお、一部事業については、事業費が対前年比1.5倍に対し業績が1.2倍にとどまった事例もあった。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>		
							施策事業展開シート(C)	拡大	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】障害のある人の介護を地域社会で支えるため、介護サービスをはじめ、各種サービスを質・量ともに充実させることが必要である。</p> <p>【施策・事業の方向性】みやぎ障害者プラン及びみやぎ知的障害者施設解体宣言の理念の実現にむけ、さらに重度の障害者を含めた障害者が地域で生活していくための支援を充実させていく。重度障害者や重症難病患者が家庭で安心して療養・生活できること・介護を行う家族の負担が軽減されるよう支援を行うことは、「施設から地域へ」という社会の流れですますます重要になってくる。そのため、総合的な支援体制の確立を目指し、一層の充実を図っていく必要がある。重度障害者に対する支援として、重度の障害者が通所通所構成施設等において指導員の加配を行うための人件費を補助する。また、在宅の障害児者の日中預かり等を行う場合に補助する。</p>		

**評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針
政策整理番号 1 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり**

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・施策5は「人材」、施策6は「事業体」のインフラ整備だとすれば、施策1～4の目的を達成するための基盤となるものであることから、施策1～4の関係課が連携して評価し、事業の展開を図るべきである。しかし、施策6の評価がなされていないなど、政策目的を達成するための仕組みが不十分であり、改善する必要があるのではないかと。</p> <p>・施策4「元気高齢者の生きがいづくり」は言葉に違和感がある。生きがいがあるから元気なのではないか。生活習慣病予防や介護予防的な要素を含むのであれば、施策名と合致しない。</p>	<p>・本政策の評価については、各施策を所管する関係各課と調整し、地域福祉課をとりまとめ担当課として評価している。施策5及び6は、地域福祉を向上させていく上で重要な施策であり、これまでも、それぞれの分野の「人材」、「NPOやボランティア」の整備について事業展開されてきているものである。今後は、これまで以上に関係課が連携して事業展開したい。</p> <p>・施策6については、主要事業等が無く政策評価指標が設定されていないため、評価の対象となっていない。今後、他の施策の評価との関連を踏まえて、評価が可能であるかどうかについて検討したい。</p> <p>・施策4については、施策名を「介護予防システムの構築」と変更したいと考えている。</p>	
3	<p>・重度の知的障害者の場合は、施設とグループホーム双方の機能の評価のようなものを含めて指標として表せるのか、グループホームを作ることが本当にいいのか検討できるような情報があるとよい。</p> <p>・グループホームや支援センターがある程度できてきたら、県が次のステップを検討するための情報収集ができる仕組みづくりが必要と思われる。</p> <p>・政策評価指標「障害者生活支援センター設置数」はインプットの指標であり、むしろ相談件数の方が成果がわかりやすい。また、相談件数・内容を圏域毎(またはセンター毎)に把握しなければ、センターがどう機能しているのか実感がわからない。</p> <p>・必ずしも相談件数が多いから「良い」とは言えない。つまり、サービスが悪いから相談件数が増えているのかもしれないし、逆に、現場が適正に運営されているから相談しないのかもしれない。相談内容を評価しなければいけない。</p> <p>・相談内容のデータを集めるときは、県で項目を統一するなど整合性をとるための工夫が必要である。どういった分野に属する相談なのか、データベースを使って地域間の比較や、何が行われているかの把握を行うべきである。</p> <p>・政策評価指標「グループホーム設置数」は、知的障害者と精神障害者を分けて分析すべきである。機能が異なる上に増加状況も同じではないと思われる。また、精神障害者グループホーム設置の目標値の算定に当たっては、現在の社会的入院者600人の個人の状態をきっちり把握した上で検討されることを望む。</p>	<p>・施設とグループホームの機能評価を含めた指標の設定については、今後可能かどうかを含めて検討していきたい。ただし県では、知的障害のある人たちが地域で普通の生活が送れるように、地域生活支援の施策を充実させることによって、地域で障害のある人が普通に幸福な生活が送れるようになったとき、結果として施設への入所が不要になると考えている。こうした考えのもと、地域での「生活の場」としてグループホームの整備を推進することは今後とも重要であると考えている。</p> <p>・県が次のステップを検討するための情報収集としては、御指摘の「生活支援センターの相談内容」の把握等が想定されるが、それ以外の情報についても、逐次情報収集に努めるとともに、その仕組みづくりについても検討していく。</p> <p>・政策評価指標となっている、「地域生活支援センター」の設置数の増加に伴い相談件数も増加している。政策評価指標とするかどうかは今後検討していくが、相談件数については、政策評価基本票の中で今後とも記述していく。</p> <p>・また、相談内容については、基本的に障害当事者の発達段階に応じて相談される内容(例:学童期は、余暇活動等の調整、高校卒業時は就労相談等)は概ね想定されるが、現在、各センターにおける相談内容の実態把握を試行的に行っており、そのデータの有益性(地域性の比較等)を検証していくこととしたい。</p> <p>・知的障害者と精神障害者のグループホーム設置数については、障害者自立支援法により障害種別がなくなるとも想定されるため今後統計的に把握可能か等も含め法案成立等の状況を勘案し別々に分析するのが検討したい。</p>	
4	<p>・政策評価指標「利用希望者に対する提供率」が正確でない。現況値が100%のため、一見、重度障害者の希望の全てを満たしているようだが、正確にはALS患者及び全身性障害者の介助人派遣希望者に対する提供率が満たされているだけである。また、ALSに関する諸制度を理解しているケアマネージャーが少なく、情報が十分に提供されていないことから、潜在的な希望者はもっといるはずであり、周知を十分に行った上で希望者を把握すべきである。</p> <p>・政策評価指標は全く変化しないためこれは目標になりにくい。例えば、ALS以外の神経難病とか、他の難病、重度障害者も同じように対応が求められているのではないかと。</p>	<p>・当該施策に係る事業の範囲は広く、現在の指標が施策全体を評価する指標としては不十分であると認識しており、より適切な指標について(例:通所更生施設等における重度障害者の受入数、重度障害者を対象とした居宅介護等サービス提供可能な事業者の数等)検討していく。</p> <p>・難病に関する制度等については、平成17年度に設置する難病相談支援センター等を通じて、さらに周知に努めたい。</p>	

評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針
 政策整理番号 1 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり

政策番号	施策体系				県民満足度		評価原素							
	政策名				満足度(政策)		政策評価シート(A)							
					重視度	満足度	政策評価シート(A)	政策評価シート(A)の内容						
分野 基本 方向 政策	施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)		施策の 必要性	政策評価シート(B)	政策評価シート(B)の内容					
					優先度 (順位)	優先度 (割合)		施策・事業展開 シート(C)	施策・事業展開シート(C)の内容					
1-1-1 (続き)	3	介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実	要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合	B	1位	42.7%	大	適切	【県間与・事業群設定:適切】本施策での県の役割は、基本的には制度の円滑で安定した運用が行われるよう、サービス事業者の量と質の確保を行うほか、広域的な調整を図りながら市町村に対して必要な支援を行うことであり、施策目的を実現するために必要な事業となっている。 【事業群の有効性:有効】施策満足度は過去3回とも60点であり有効と判定できる反面、政策評価指標「要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合」は、目標値を達成しておらず約80%で頭打ちの状況である。第2期みやぎ高齢者元気プランの進行状況では、老人デイサービスが92.0%、認知症高齢者グループホームが104.2%、特別養護老人ホームが88.7%、老人保健施設が94.0%と順調に推移しており、有効と判定できる。 【事業群の効率性:おおむね効率的】対象施設の種類、規模等により助成額が異なること、年度により申請者数が異なることから、「業績/事業費」での比較はできない。補助基準に従い、適切に助成しており、全体的に効率的に事業を実施していると判断できる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。					
					【評価結果から抽出される課題と対応策】 2015年(平成27年)には団塊の世代が高齢者になる。団塊の世代の介護を視野においた介護保険サービスの基盤整備がますます重要になっている。 県の交付金の対象となる施設は、広域的調整が必要な特別養護老人ホーム、老人保健施設、訪問介護ステーション、ケアハウス等に限定されるが、介護保険サービスの基盤整備を進めていく必要がある。 【施策・事業の方向性】 平成17年度には平成26年度の目標値を設定する「第3期みやぎ高齢者元気プラン(平成18～20年度)」を策定し、個室化やユニットケアに対応した特別養護老人ホームや老人保健施設の整備やユニットケア研修などサービスの質の向上を推進する。									
					4	13.4%		3位	大	【評価結果から抽出される課題と対応策】 平成17年度には平成26年度の目標値を設定する「第3期みやぎ高齢者元気プラン(平成18～20年度)」を策定し、個室化やユニットケアに対応した特別養護老人ホームや老人保健施設の整備やユニットケア研修などサービスの質の向上を推進する。				
					5	障害者や高齢者の地域での生活を支援する人材の確保		ケアマネジメントリーダー数	...	2位	15.2%	大	適切	【県間与・事業群設定:適切】本施策での県の役割は、制度の円滑で安定した運用が行われるよう、人材の確保や資質の向上を図り、サービス事業者の量と質の確保を行うほか、広域的な調整を図りながら市町村に対して必要な支援を行うことであり、施策目的を実現するために必要な事業群を設定している。 【事業群の有効性:有効】施策満足度は58.5 50 57と推移し分析が困難であり、政策評価指標「ケアマネジメントリーダー数」は新規設定のため判定不能となっている。ただし、前年度に研修を受講したケアマネジメントリーダーが翌年度から活動するが、平成15年度34人、平成16年度66人と着実に増加していることから有効性が確認できる。 【事業群の効率性:おおむね効率的】研修は毎年1回約30人を養成し、ほとんどの受講者がケアマネジメントリーダーとして活動していることから効率的に事業が実施されていると判断できる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。
														【評価結果から抽出される課題と対応策】 要介護高齢者の増加に伴い、介護支援専門員や居宅介護事業所も増加するが、経験の浅い専門員も増加している。 介護保険制度の見直しの動向を踏まえ、今後事業内容について検証する必要がある。 【施策・事業の方向性】 介護サービスの質の確保・向上のためには、介護支援専門員を支える人材や仕組みが必要である。 行政が行う研修にも限界がある。効果的・効率的な研修体系のもと、指導的立場にある者に重点的に研修を実施する。
					6	NPO(民間非営利組織)やボランティアなどによる地域福祉活動の推進				6位	5.5%	中		

**評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針
政策整理番号 1 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり**

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・有効性の評価に当たっては、全県だけではなく圏域間の相違を念頭におけば課題がより明確になる。</p> <p>・政策評価指標の修正案「居宅サービスにおける支給限度額に対する一人当たり利用率」でも、要介護の認定を受けた全員が介護を受けることが前提となっており指標として不合理。要介護認定を受けても一生懸命自立している場合はそれほど利用しない場合もあり、それが望ましい部分もある。</p> <p>・介護予防には、要支援にならないようにする介護予防と、軽度から重度にならないようにする予防介護の2つがあり、この視点から政策評価指標を検討してはどうか。病院からの退院時よりも在宅である程度経過した後のほうが要介護度が下がることが多いので、その部分は補正する必要がある。</p>	<p>・圏域間の相違についても、特徴的な事柄があれば、記述していきたい。</p> <p>・これまでも、新しい指標を検討してきたが、現在のところ適当な指標が見出せないため、引き続き検討する。検討の方向としては、介護予防に関連するものを念頭に考えていきたい。</p> <p>・(同上)</p>	
3	<p>・施策はかなり大きなテーマにもかかわらず「ケアマネジメントリーダー活動支援事業」しか掲載されていないことから、施策全体が貧弱な印象を受ける。当該施策に属する既存事業も掲載した上で評価してはいかか。</p> <p>・ヘルパーの仕事は身体的負担や悩みが大きく、雇用面で不安定な職業になっているなど大きな課題である。このことはサービスを受けている人にも影響する。施策名からすれば、民間任せではなく現場の困難の解決に向けて県が独自の施策を展開していくということも必要ではないか。</p> <p>・在宅介護の大部分はヘルパーが担っているが、介護報酬を下げた結果、常勤ヘルパーは雇用が困難になった。訪問看護ステーションでも訪問看護師の採用が困難になりつつある。生活ができなくなるので介護福祉士も在宅分野には行かない傾向がある。優れた人材も、生計を立てられなければ続けられない。つまり人材をサポートできていない状況である。研修も重要だが、当事者の置かれた状況の情報を収集し、県ができない部分は、国に働きかけるなどの行動が重要である。</p>	<p>・主要・重点事業以外の事業についても、主なものを記述していきたい。</p> <p>・国に対し、介護報酬の見直しに当たっては、職員の処遇を含め介護保険事業者など現場の意見を十分に踏まえた検討を要望している。また、ヘルパーの雇用面については、労働基準監督署や労働委員会において、相談・指導・あっせん等を実施しており、現場の困難事例の解決には、県や国保連等でも相談を受け付けているところであり、評価原案には記述していないが、対応をはかっている。</p> <p>・(同上)</p>	